

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第173号
事故等種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成26年8月13日 14時50分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方島南西方沖 枝越港新北防波堤灯台から真方位164°840m付近 (概位 北緯34°11.89′ 東経133°04.46′)
事故等調査の経過	平成26年9月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 愛、0.2トン 281-40341 愛媛、個人所有 B 水上オートバイ RXP-X255RS、0.1トン 250-54757 大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操縦者B、操縦免許なし 搭乗者B ₁ 搭乗者B ₂
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（搭乗者B ₁ ）
損傷	なし
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）2人を後部座席に乗せ、先行するB船がえい航する‘バナナボート’（以下「本件浮体」という。）を右舷前方に見ながら、約20ノットの対地速力で伯方島南西方沖を南南東進した。 A船は、船長Aが、B船の前方にプレジャーボートや水上オートバイがいるので広い水域に向かうこととして右転した直後、正船首方至近となった本件浮体から搭乗者2人が落水したのを認め、スロットルレバーから手を離し、さらにハンドルを右に切ったが、平成26年8月13日14時50分ごろ、A船の左舷船首部と搭乗者B ₁ の頭部とが接触した。 B船は、操縦者Bが操縦し、搭乗者B ₁ 及び搭乗者B ₂ が乗った本件浮体をえい航して南南東進中、本件浮体から搭乗者B ₁ 及び搭乗者B ₂ が落水し、搭乗者B ₁ とA船とが接触した。 船長Aは、直ちに搭乗者B ₁ の救助に当たった。 搭乗者B ₁ は、救急車で病院に搬送され、頭部挫創により1週間の通院加療が必要と診断された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2～3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故時、搭乗者B₁が本件浮体の左側に、搭乗者B₂が本件浮体の右側にそれぞれ落水した。</p> <p>船長Aは、A船とほぼ同じ速力で直進していたB船が、本事故発生直前に減速したように感じた。</p> <p>船長A及びA船の同乗者2人は、いずれも救命胴衣を着用していたが、操縦者B、搭乗者B₁及び搭乗者B₂の救命胴衣の着用状況については明らかにすることができなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不詳 A なし、B 不詳 A なし、B 不詳</p> <p>A船は、伯方島南西方沖で南南東進中、B船にえい航された本件浮体を右舷前方に見る態勢で右転する際、船長Aが、右舷前方の本件浮体と適切な距離をとっていなかったことから、右転した直後に、船首方至近で本件浮体から落水した搭乗者B₁と接触し、搭乗者B₁が負傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、伯方島南西方沖で本件浮体をえい航して南南東進中、本件浮体から落水した搭乗者B₁がA船と接触したものと考えられるが、操縦者B及び搭乗者B₁から情報が得られなかったため、本件浮体のえい航状況並びに搭乗者B₁及び搭乗者B₂が落水に至った経緯を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、伯方島南西方沖において、A船が南南東進中、B船が本件浮体をえい航して南南東進中、船長Aが右転した直後に本件浮体から落水した搭乗者B₁と接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ えい航されている浮体等から搭乗者が突然落水することがあるので、同浮体等の後方を航行する場合、適切な距離をとること。